



事 務 連 絡
平成 1 7 年 9 月 2 1 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の重要性の周知について

予防接種の推進につきましては、平素より多大な御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第264号）が平成18年4月1日から施行されることに伴い、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の対象者が改められます。

麻しん及び風しんに係る定期の予防接種については、その発生及びまん延を防止し、もって麻しんの国内における根絶を達成するとともに、風しんによる先天性風しん症候群の発生を予防するものであり、より適切な時期に接種するよう積極的に勧奨することで、接種率を高くすることが公衆衛生の向上に有効です。

ついては、現行制度において対象にある者は、早期に接種しておくことが一層重要であるため、市町村においては、未接種者である対象者に対して、平成18年3月31日までの間、積極的な接種勧奨を行うよう、別添（写）のとおり、各都道府県に対し通知したところです。

つきましては、貴会におかれましては、当該通知の趣旨を御理解いただくとともに、衛生主管部局との連携の下、「学校保健法施行規則の一部改正について」（平成14年3月29日付け文部科学省スポーツ・青少年局長通知）を参考に、就学時の健康診断において、麻しん及び風しんの定期予防接種の未接種者に対して、予防接種の重要性の周知方お願いいたします。